

概要（事前分析表（案）のポイント）

施策目標Ⅶ-1-4

困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を
図ること

確認すべき主な事項（事前分析表）

背景・課題について	
1	<p>施策目標の実現に向けて、どのような課題があるかを過不足なく記載できているか。</p> <p>（注1）課題の分析に漏れがあると、その後続く、達成目標の設定が不十分となる可能性あり。</p>
達成目標について	
2	<p>課題に対応した達成目標を設定できているか。</p>
3	<p>施策目標の実現に向け、適切にブレイクダウンできているか、抽象的なものとなっていないか。</p> <p>（注2）達成目標に含まれる内容が多すぎる場合は、適宜分割をすることも要検討。</p>
測定指標、参考指標について	
4	<p>達成目標の進捗度合いを測定する指標として、合理的な指標が設定されているか（達成目標と測定指標の関係性は明確か）。</p>
5	<p>測定指標はアウトプットとアウトカムの双方が設定されているか。</p> <p>（注3）最終的なアウトカムだけでなく、アウトプットと直接的な関係性のある短期的なアウトカムや、最終的なアウトカムを実現するための中期的なアウトカムを設定することが望ましい。</p>
6	<p>測定指標のうち「主要な指標」とそれ以外の指標が区分されているか。また、「主要な指標」とする理由は明確で、適切に選定されているか。</p>
7	<p>当該年度の目標値が記載されているか。</p>
8	<p>目標値は過年度実績や最終目標年度の目標値を踏まえ、適切な水準に設定されているか。</p>
9	<p>目標値を設定することは困難だが、実績値を経年的に把握することで、評価の参考となる情報について、参考指標として設定されているか。</p>
達成手段について	
10	<p>測定指標と関連する達成手段数が0となっていないか。</p>
11	<p>達成目標と関連する達成手段が多数になっているなど、達成目標と達成手段との関係が複雑な構造となっていないか。（注2）参照</p>

【概要】令和7年度事前分析表（案）（施策目標Ⅶ-1-4）

基本目標Ⅶ： ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること

施策大目標1： 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること

施策目標4： 困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること

現状（背景）

- ・ 女性相談支援員が受け付けた相談延べ件数は、H15年度の18万件から年々増加し、R4年度には43万件となっており、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化している。
- ・ また、女性相談支援センター及び女性相談支援員への相談内容についても、夫等からの暴力(44.6%)のほか、離婚問題など暴力以外の家族問題(23.6%)や、経済関係(6.7%)、妊娠・出産等を含む医療関係(4.5%)など多岐にわたっており、複雑化している。
- ・ そのため、女性支援事業の現場等からは、増加する相談件数や複雑化する相談内容に対応するため、女性相談支援員等の人材確保や、民間の支援団体の育成及び連携が必要といった要望・指摘がなされている。
- ・ さらに、こうした現状を踏まえ、R4年5月19日には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(R4年法律第52号)(議員立法)が第208回通常国会において可決・成立し、R6年4月1日から施行された。

課題

- ・ 支援団体等の地域資源も乏しく、行政及び民間のいずれの支援体制も十分とはいえない(「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究報告書」(令和4年3月)より)。

達成目標

困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制を整備する。

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 女性相談支援員の配置数(アウトプット)**
- 2 女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談件数(アウトプット)
- 3 民間団体支援強化・推進事業の実施自治体数(アウトプット)

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた**新たな支援の枠組み**を構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ **教育・啓発**

■ **調査研究の推進**

■ **人材の確保**

■ **民間団体援助**

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

■ 支援調整会議（自治体）

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ **支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援**
⇒ **官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援**



■ **国・自治体による支弁・負担・補助**

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

- 第5条 勧誘等
- 第6条 周旋等
- 第11条 場所の提供
- 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

- 第17条 補導処分
- 第18条 補導処分の期間
- 第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

- 第34条 婦人相談所
- 第35条 婦人相談員
- 第36条 婦人保護施設
- 第38条 都道府県及び市の支弁
- 第40条 国の負担及び補助

存続

女性支援事業の概要

本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な機関と連携・協力して、一人一人のニーズに応じて包括的な支援を実施

困難な問題を抱える女性

女性相談支援センター [49か所] ※ 配偶者暴力相談支援センターとしての位置づけあり

- 各都道府県 1 か所（徳島県のみ 3 か所）
- 相談・カウンセリング・情報提供を実施

女性相談支援員

[全国1,595人]

- 女性相談支援センターや福祉事務所等に配置
- 相談・専門的技術に基づく援助等を実施

一時保護所 [各都道府県 1 か所]

- 女性相談支援センターに併設
- 民間シェルター、老人福祉施設、障害者支援施設等への一時保護委託。
- 中長期的な支援が必要な場合、女性自立支援施設への入所措置決定

女性自立支援施設

[39都道府県、47か所]

- 生活支援、心理的ケア、自立支援を実施

民間シェルター

母子生活支援施設等

関係機関等

連携・協力

自立

福祉事務所・市町村

生活保護、生活困窮者自立支援、母子生活支援施設入所、保育所入所、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活援助事業、児童扶養手当の支給 等

母子家庭等就業・自立支援センター：職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等

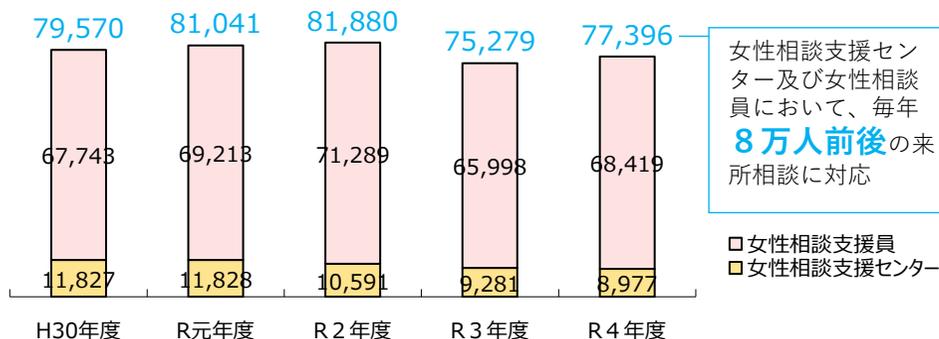
ハローワーク：マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供

児童相談所：心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

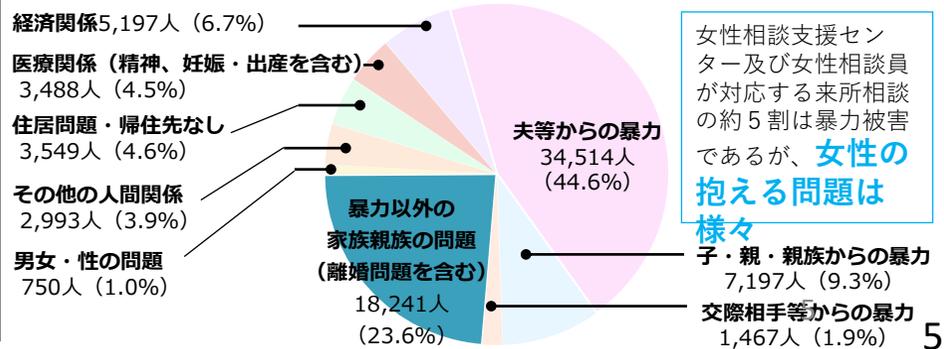
(令和 5 年 4 月 1 日現在)

女性支援の現状

● 女性相談支援センター及び女性相談員による来所相談人数

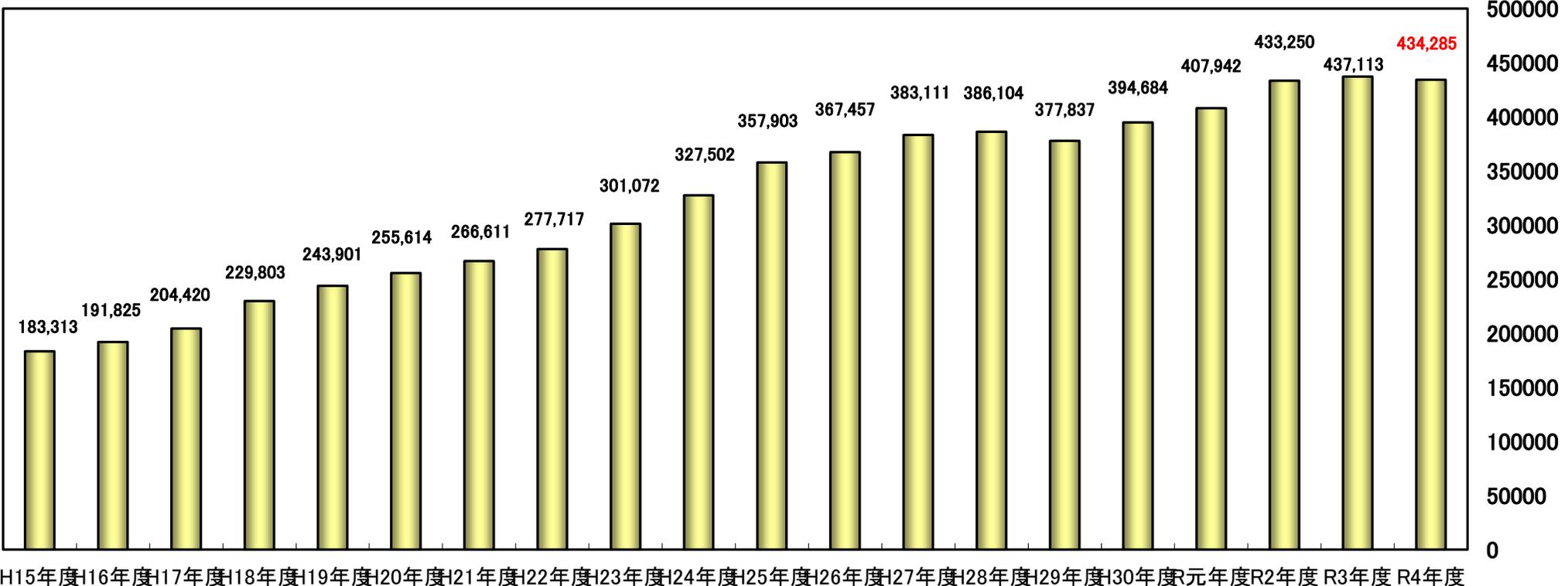


● 女性相談支援センター及び女性相談員による来所相談の内容



女性相談支援員による相談の状況(延べ件数)

- 女性相談支援員が受け付けた相談延べ件数(来所相談及び電話相談等)は、年々増加している。
- DV防止法全面施行の平成14年度(174,704件)と比較すると、令和4年度の相談延べ件数は、約2.49倍の伸びとなっている。



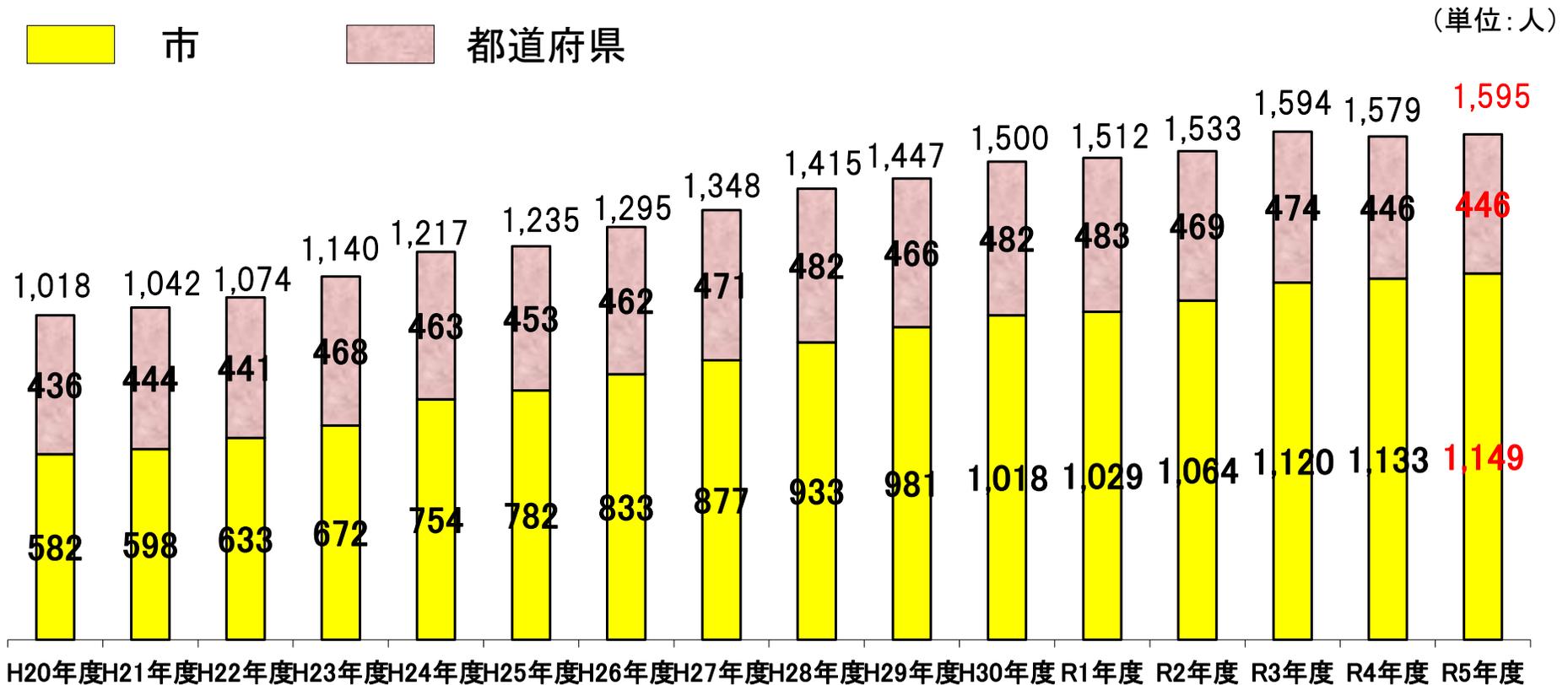
※ 婦人相談所に配置された婦人相談員を除く。

※ 数値は旧婦人相談員によるもの

(厚生労働省女性支援室調べ)

女性相談支援員の推移

- 女性相談支援員は、都道府県及び市から委嘱され、夫等からの暴力を始めとした女性の様々な相談に対応している。
- 女性相談支援員の員数は毎年少しずつ増加していたが、令和3年度から横ばい傾向にある。



令和5年4月1日現在

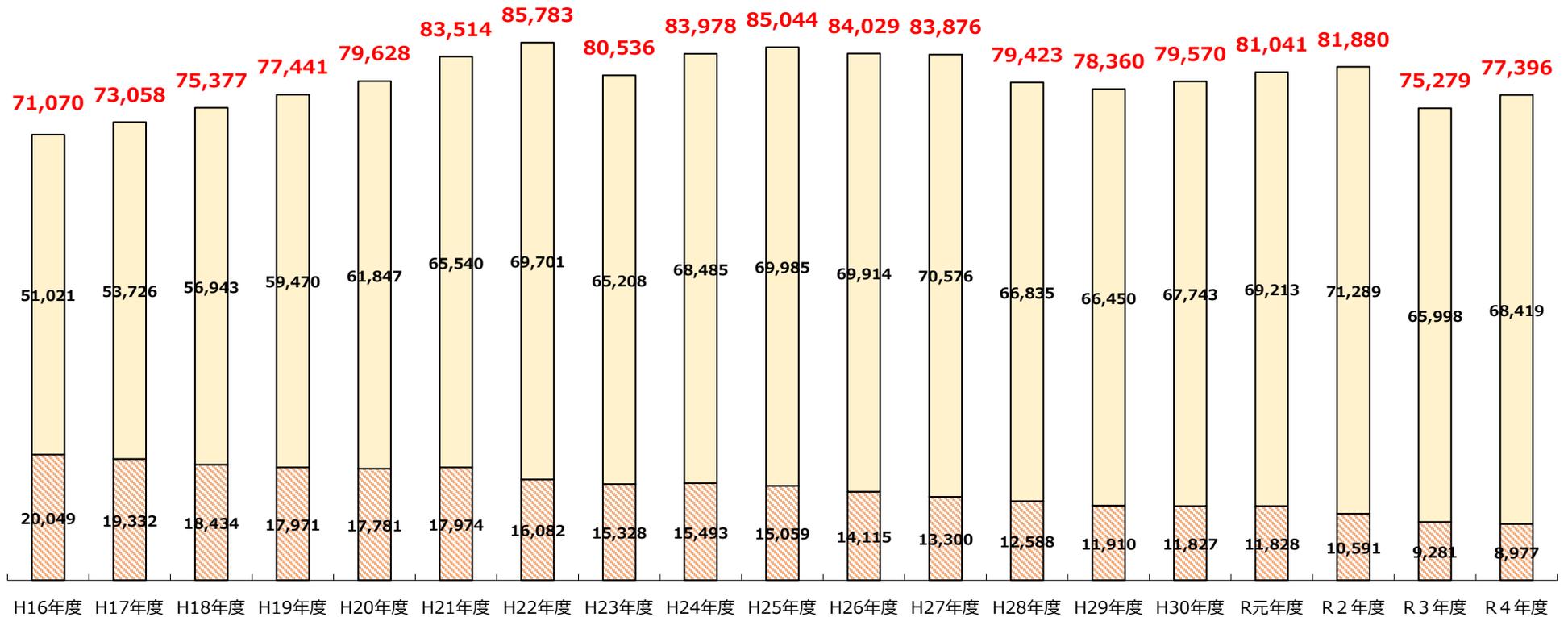
※ 数値は旧婦人相談員によるもの

(厚生労働省女性支援室調べ)

女性相談支援センター及び女性相談支援員による 来所相談人数の推移

- 女性相談支援員による来所相談人数は、平成22年度以降横ばい傾向にある。一方で、女性相談支援センターにおける来所相談人数は、平成15年度から減少傾向にある。

(実人数)



■ 女性相談支援センター

■ 女性相談支援員

※ 数値は旧婦人相談所及び旧婦人相談員によるもの

(厚生労働省女性支援室調べ)

令和7年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 24億円の内数（26億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 様々な困難を抱え女性に対する多様な相談対応や自立に向けた支援を各地域で行えるよう、支援を担う民間団体の育成等を図る。

2 事業の概要・スキーム

（1）民間団体支援推進事業

困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。

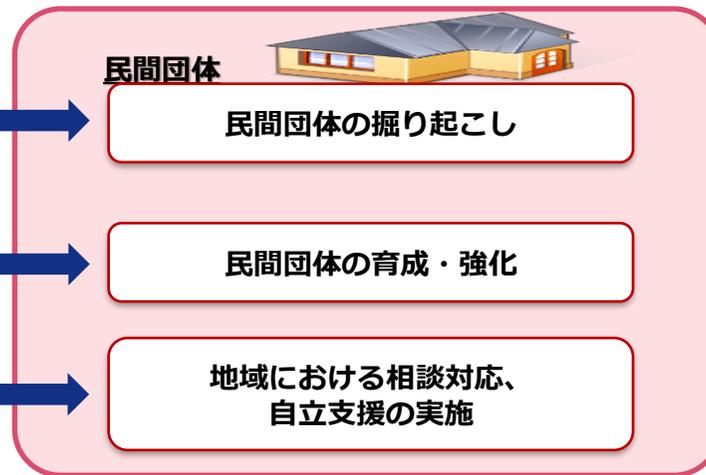
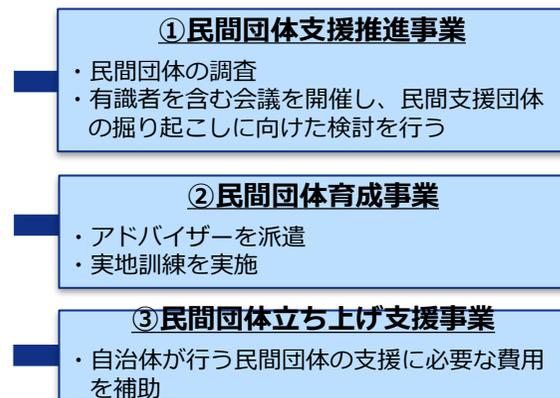
（2）民間団体育成事業

都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。

（3）民間団体立上げ支援事業

困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村（特別区含む）

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市町村（特別区含む） 1 / 2

【補助単価案】 1自治体当たり 年額最大 11,345千円

【事業実施自治体数】 令和4年度：1自治体

令和5年度：3自治体

令和6年度：8自治体

<R7年度当初予算案における主な拡充事項>

- ・ 官民協働等女性支援事業の創設
- ・ 女性相談支援員や女性相談支援センター、女性自立支援施設の職員へのスーパービジョンの体制整備
- ・ 女性自立支援施設通所型支援モデル事業の拡充（賃借料加算の拡充）

1 体制構築・広報啓発等

- 1 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業
 - ・ 基本計画の策定支援、専門職採用活動 等
- 3 民間団体支援体制強化・推進事業
 - ・ 民間団体の掘り起こし・育成等
- 5 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業
 - ・ DV被害者及び同伴家族の保護支援に必要な連携体制を構築
- 7 困難な問題を抱える女性支援に関する啓発活動事業
 - ・ 本庁又は女性相談支援センターにおける広報活動を実施
- 2 困難な問題を抱える女性支援連携強化事業
 - ・ 関係機関により構成される支援調整会議の設置・運営
- 4 女性相談支援センター等職員への専門研修事業
 - ・ 女性相談支援センターの職員等を対象とした研修実施
- 6 専門通訳要請研修事業
 - ・ 人身取引被害者への支援に必要な通訳者を養成
- 8 女性相談支援センター等職員へのスーパービジョン整備事業【拡充】
 - ・ 有識者や職員OB等がスーパーバイズを実施

2 相談支援等

- 1 女性相談支援員活動強化事業【拡充】
 - ・ 女性相談支援員（非正規）の手当等の支給、スーパーバイズの実施
- 3 休日夜間電話相談事業
 - ・ 女性相談支援センターにおいて夜間・休日の電話相談を実施
- 5 法的対応機能強化事業
 - ・ 女性相談支援センターにおいて法的対応のための弁護士を配置
- 2 女性相談支援センターSNS等相談支援事業
 - ・ 女性相談支援センターにおけるSNSを活用した相談支援を実施
- 4 DV対応・児童虐待対応連携強化事業
 - ・ 女性相談支援センターに児童相談所と連携を図るための職員を配置
- 6 官民協働等女性支援事業【新規】
 - ・ 公的機関と民間団体が密接に連携しながら、アウトリーチ支援や一時的な

3 一時保護・施設入所等

- 1 一時保護所入所者個別対応強化事業
 - ・ 一時保護所において個別対応職員を配置
- 3 女性自立支援施設通所型支援モデル事業【拡充】
 - ・ 女性自立支援施設の専門性を生かした通所型支援を実施
- 5 DV被害者等自立生活援助事業
 - ・ 民間団体を活用し、DV被害等女性の一時的な居場所を提供
- 2 同伴児童学習・通学支援事業
 - ・ 一時保護所において学習指導員を配置。
通学のための同行支援を実施
- 4 女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業
 - ・ 女性自立支援施設の入所者に対し、
退所前の地域生活体験を実施

4 アフターケア

- 1 女性自立支援施設退所者自立生活援助事業
 - ・ 女性自立支援施設において、施設退所者のアフターケアを実施

5 国事業

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築等事業

居場所の提供、生活習慣を改善するために一定期間居住する場所の提供、地域に定着するためのアフターケアなど切れ目のない支援を実施

令和7年度当初予算案 **27**億円（26億円） ※（）内は前年度当初予算額

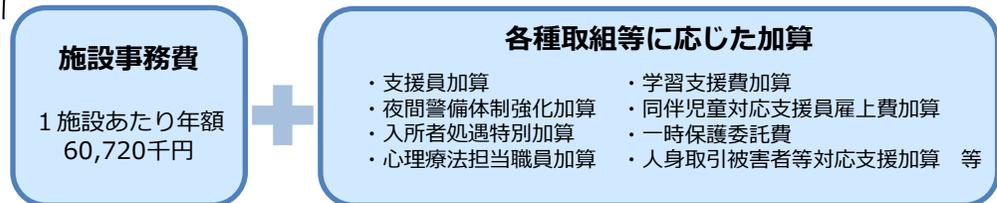
1 事業の目的

- 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。

2 事業の概要・スキーム

＜女性保護事業費負担金＞ 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ

事務費



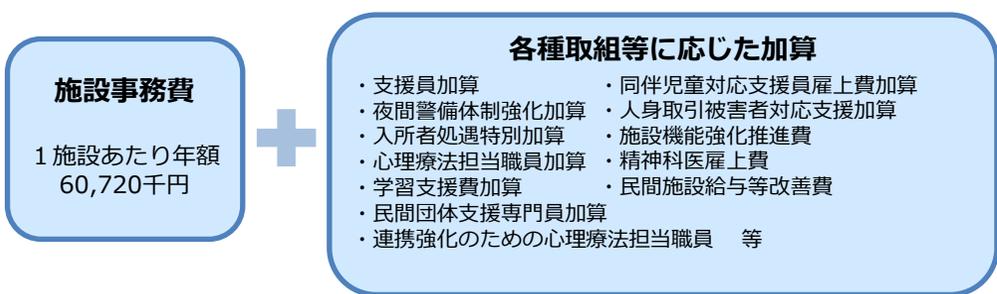
事業費



乳児同伴1名の場合の
1世帯あたり月額
151,580円

＜女性自立支援事業費補助金＞ 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ

事務費



事業費



3 実施主体等

女性保護事業費負担金：（実施主体）都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市

（補助率） 国 5/10、都道府県・指定都市 5/10

女性自立支援事業費補助金：（実施主体）都道府県

（補助率） 国 5/10、都道府県 5/10

女性相談支援センター運営費負担金【平成14年度創設】

令和7年度当初予算案 16百万円（16百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援センターが行う困難な問題を抱える女性の移送や、外国籍を有するDV被害者・人身取引被害者等の保護に係る通訳の雇上等に必要な費用として、都道府県が支弁した経費に対し、国が負担するもの。

2 事業の概要・スキーム

（1）女性相談支援センター活動費

女性相談支援センターから困難な問題を抱える女性を女性自立支援施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する役務費

（2）外国人女性緊急一時保護経費

外国人のDV被害者や人身取引被害者等を保護した際の通訳雇上費や在留資格の手續等で出入国在留管理局等を訪問する際の旅費。また、人身取引被害者については、基本的に他法他制度の利用ができない場合の医療費を支給する。

（3）広域措置費

DV被害者において暴力加害者の追跡が激しく、自都道府県内では利用者の安全確保が図れないと判断される場合等に、他の都道府県の女性相談支援センター及び女性自立支援施設等を利用することが有効かつ適切と見込まれる場合の移送費。

（4）相談・一時保護同伴児童経費

DV被害者等に同伴する児童のための保育及び学習教材備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

※ 女性相談支援センターの人件費については、昭和60年度より一般財源化している。

3 実施主体等

（実施主体） 都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市

（補助率） 国5／10（都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市5／10）